

協 28 AD 第 2 号
平成 28 年 3 月 17 日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 様

公益財団法人 日本ユニセフ協会
会長 赤松 良子



要 望 書

貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、長年にわたりユニセフ（国連児童基金）ならびに日本ユニセフ協会の活動に深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年より、新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会において、児童福祉法等の抜本的改正に向けて広範な議論が行われたことに敬意を表します。当協会として、特に、「児童の権利に関する条約」に基づき「子どもを権利の主体」と位置付けるとの同委員会の提言がまとめられたことを歓迎します。今国会での法改正により、児童福祉法が、同条約を初めとする国際的人権基準や国際的潮流に則した法律であることを内外に宣言するものとなることを強く希望し、ここに以下の点を要望する次第です。

記

児童福祉法の理念に以下を含める：

1. 「子どもの最善の利益の優先」とともに、「差別の禁止」（“いかなる差別もなしに”）を明記する。
2. 条約の定める子どもの権利の 4 つの柱（「生存の権利」、「発達の権利」、「保護される権利」、「参加の権利」（提言の「意見表明の権利」は「参加の権利」の一部））を明記する。
3. 「体罰」あるいは「必要な範囲を超える懲戒」のみではなくそれを含めた「あらゆる形態の暴力の禁止」を盛り込む。
4. 子どもを搾取し発達を害するおそれのある労働を一般的に禁止する。

新たな子ども家庭福祉体制の整備に関し：

5. 就学前保育・教育は、子育て支援事業としてのみならず、子どもの発達の権利保障の観点から質の向上がはかられるべきこと。

【ご参考】

要望 1、2 に関して

「児童の権利に関する条約」（以下、条約）は、児童の生存、発達、保護、参加の権利を定めるもので、第 2 条で「締約国は、その管轄の下にある児童に対し（中略）いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する」、第 3 条において「児童に関するすべての措置をとるに当たっては（中略）児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」とされており、この「差別の禁止」および「児童の最善の利益」は、条約の一般原則を構成する。法律において児童の権利を包括的に保障すること、差別の禁止、および児童の最善の利益については、平成 22 年の国連児童の権利委員会による我が国に対する「最終見解」の中でも以下のとおり懸念が表明され、是正が勧告されている。

立法措置

11. 委員会は、(略) 包括的な児童の権利法が存在しないことを引き続き懸念する。(以下略)
12. 委員会は、締約国が、児童の権利に関する包括的な法律を制定することを検討し、条約の原則及び規定と国内法制度の完全なる適合に向け対処するよう強く勧告する。

差別の禁止

33. (略) 委員会はまた、民族的少数者に属する児童、外国籍児童、移民労働者の児童、難民児童及び障害のある児童に対する社会的な差別が根強くあることを懸念する(以下略)
34. 委員会は締約国に以下を勧告する；
 - (a) 包括的な差別禁止法を制定し、根拠にかかわらず児童を差別する法律を廃止すること(以下略)

児童の最善の利益

37. 児童福祉法のもと、児童の最善の利益が考慮されているとの締約国による情報を認めつつ、委員会は、1974 年に可決された同法が最善の利益の優先を十分に考慮していないことに懸念をもって留意する。特に、この権利が、難民や不法移民の児童を含む全ての児童の最善の利益を強制力をもって組み込む過程を通じて、全ての法律に正式かつ組織的に取り入れられてないことを懸念する。
38. 委員会は、締約国に、全ての法的規定及び児童に影響を与える司法・行政における決定・プロジェクト・計画・サービスにおいて、児童の最善の利益の理念が実現され、監視されることが確保されるよう、努力を継続・強化することを勧告する。

要望 3 に関して

条約第 19 条は「児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間」における「あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む）」からの保護、

第 34 条は「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待」からの保護について、それぞれ定めている。平成 22 年の国連児童の権利委員会による我が国に対する「最終見解」においては、体罰と暴力の禁止に関し以下のとおり懸念が表明され、是正が勧告されている。

体罰

47. 学校における体罰が明示的に禁止されていることに留意するが、委員会は、体罰の禁止が効果的に履行されていないとの報告に懸念を表明する。(中略) さらに、委員会は、家庭及びその代替的監護環境において、体罰が法律上明示的に禁止されておらず、特に民法及び児童虐待防止法が、(中略) 体罰への許容性について不明確であることを懸念する。

48. 委員会は、締約国に対し以下を強く勧告する；

(a) 家庭及びその代替的監護環境を含む全ての環境における、体罰及び児童の品位を下げるあらゆる形態の扱いを法律により明示的に禁止すること、(以下略)

児童に対する暴力に関する国連調査のフォローアップ

49. 国連事務総長による児童に対する暴力に関する調査(A/61/299)に関し、委員会は締約国に以下を勧告する；

(a) (略)

(b) 特に以下の勧告に注意を払いつつ、児童に対するあらゆる形態の暴力を排除するための調査の勧告の実施を優先させること；

(i) 児童に対するあらゆる形態の暴力を禁止すること、(以下略)

平成 27 年 9 月、国連サミットにおいて先進国を含めた国際社会の共通目標として採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、ターゲット 16.2 として「子どもに対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する」が掲げられている。

要望 4 に関して

条約第 32 条は児童の「経済的な搾取」、「危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事」からの保護を規定している。他方、児童福祉法第 34 条では、「何人も、次に掲げる行為をしてはならない」として「身体に障害 (中略) がある児童を公衆の観覧に供する行為、児童にこじきをさせ (中略) る行為、児童にかかるわざ (中略) をさせる行為」等の個別の禁止行為のみが挙げられている。

要望 5 に関して

「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、ターゲット 4.2 として「すべての子どもが男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすること (後略)」が掲げられている。

以 上